

◇公表基準等の解説◇

# 「有価証券報告書の作成要領（サステナビリティ 関連財務開示編）」（2026年3月期提出用） の概要

SSBJ 専門研究員 小川 智之

## I. はじめに

サステナビリティ基準委員会（SSBJ）は、2025年3月5日に、我が国最初のサステナビリティ開示基準となる、3つのサステナビリティ開示基準（SSBJ基準）を公表した。

その後、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）より、2025年12月11日に、「温室効果ガス排出の開示に対する修正—IFRS S2号に対する修正」及び「『温室効果ガス排出の開示に対する修正』と整合した結果的修正—『SASBスタンダード』に対する修正」が公表されたことを受け、SSBJは、2026年3月13日に、「温室効果ガス排出の開示に対する改正」として、3つのSSBJ基準の改正を公表した。

- サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」（2025年3月5日公表、2026年3月13日改正）（以下「適用基準」という。）
- サステナビリティ開示テーマ別基準第1号「一般開示基準」（2025年3月5日公表、2026年3月13日改正）（以下「一般基準」という。）
- サステナビリティ開示テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」（2025年3月5日公表、2026年3月13日改正）（以下「気候基準」という。）

また、2026年2月20日に、金融庁より「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（令和8年内閣府令第5号）（以下「令和8年内閣府令第5号」という。）が公布され、「企業内容等の開示に関する内閣府令」（昭和48年大蔵省令第5号）（以下「開示府令」という。）が改正された。

これにより、2027年3月期より、平均時価総額が一定規模以上の東京証券取引所プライム市場（以下「プライム市場」という。）上場企業に対し、SSBJ基準に従った情報開示が義務化されることとなった。さらに、SSBJ基準に従った情報開示が義務化される企業以外でも、法令の定めにより、有価証券報告書においてSSBJ基準に従った情報開示ができることとなった。

あわせて、SSBJ が公表した SSBJ 基準が、開示府令における「サステナビリティ開示基準」として告示指定されている<sup>1</sup>。

2026 年 2 月の開示府令の改正前から、有価証券報告書では既に「サステナビリティに関する考え方及び取組」欄が設けられており、任意で SSBJ 基準に従った開示を「サステナビリティに関する考え方及び取組」に記載することができると考えられた。そのため、公益財団法人財務会計基準機構（FASF）は、任意で SSBJ 基準に基づく開示を行う場合を想定し、2025 年 4 月に、FASF が発行する「有価証券報告書の作成要領」の分冊として、「有価証券報告書の作成要領（サステナビリティ関連財務開示編）」（2025 年 3 月期提出用）を発行した。

今般、FASF は、2026 年 2 月の開示府令の改正を受けて、有価証券報告書における「サステナビリティに関する考え方及び取組」欄において、法令の定めに基づき SSBJ 基準の定めに従った情報開示を行うことを想定し、「有価証券報告書の作成要領（サステナビリティ関連財務開示編）」の内容を改正し、2026 年 4 月 10 日に、「有価証券報告書の作成要領（サステナビリティ関連財務開示編）」（2026 年 3 月期提出用）（以下「有報作成要領」という。）を公表した<sup>2</sup>。

本稿では、有報作成要領の概要について解説する。なお、本稿の意見にわたる部分は筆者の私見であり、FASF 又は SSBJ の公式見解ではないことをあらかじめ申し添える。

## II. 有報作成要領の利用にあたって

### 1. 有報作成要領の目的

有報作成要領は、有価証券報告書の「サステナビリティに関する考え方及び取組」を作成するにあたり参考としていただくため、記載事例を示すとともに、開示の根拠となる法令や基準の定め及び作成にあたってのポイントを記載した資料である。

有報作成要領に記載されている記載事例等は、あくまでも記載事項の趣旨や考え方を示すことが目的であり、従うべき様式を示したものではない。このため、実際の適用にあたっては、SSBJ 基準等を踏まえ、各企業の経営実態等に即し各社の状況を分かりやすく記載する必要があると考えられる。

---

<sup>1</sup> 本稿執筆時点において、2026 年 2 月 20 日までに SSBJ が公表した SSBJ 基準が告示指定されており、2026 年 3 月 13 日に SSBJ が公表した SSBJ 基準を告示指定するための告示改正のパブリックコメントが実施されている。

<sup>2</sup> <https://www.fasf-j.jp/jp/disclosure.html>

### 2. 有報作成要領で示した記載事例の前提

上記 I. のとおり、有報作成要領は、2026 年 2 月に改正された開示府令に従い、「サステナビリティに関する考え方及び取組」において、法令の定めに基づき SSBJ 基準のすべての定めに従った開示を行うとの前提で作成している。

平均時価総額が 1 兆円以上のプライム市場上場企業が 2026 年 3 月期に SSBJ 基準に従った開示を有価証券報告書において行う場合、開示府令第 19 条の 9 第 1 項の規定及び令和 8 年内閣府令第 5 号附則第 2 条第 1 項ただし書きにより、SSBJ 基準を早期適用<sup>3</sup>することになると考えられる。

他方、平均時価総額が 1 兆円未満のプライム市場上場企業又はプライム市場上場企業以外の企業が 2026 年 3 月期に SSBJ 基準に従った開示を有価証券報告書において行う場合、開示府令第 19 条の 9 第 2 項の規定により、サステナビリティ開示基準を任意適用（法令上の任意適用）することになると考えられる。

有報作成要領が適用することを前提としている SSBJ 基準は、2026 年 3 月 13 日に改正されたものである。また、個々の記載事例において、どのような前提で記載事例を作成したのか記述しているものがある。

なお、開示府令において、有価証券報告書の「サステナビリティに関する考え方及び取組」に記載すべき事項として定められている項目については、SSBJ 基準に従ったサステナビリティ関連記載事項<sup>4</sup>に含まれるかどうかに関わらず、開示府令の規定に基づき開示を行う必要があると考えられる。

### 3. 有報作成要領の全体像

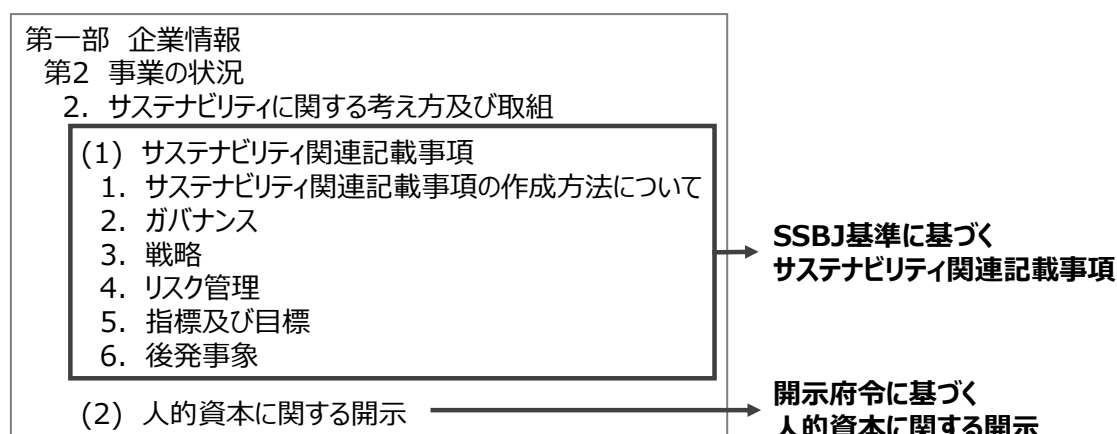
有報作成要領は、「サステナビリティに関する考え方及び取組」について、SSBJ 基準に基づくサステナビリティ関連記載事項及び開示府令に基づく人的資本に関する開示を記載するとの前提で作成している（【図表 1】参照）。

---

<sup>3</sup> 必ずしも法令上の用語ではないものの、有価証券報告書において SSBJ 基準を適用する会社は、強制適用会社（開示府令第 19 条の 9 第 1 項）、任意適用会社（開示府令第 19 条の 9 第 2 項）又は早期適用会社（令和 8 年内閣府令第 5 号附則第 2 条第 1 項ただし書）に区分されると考えられる。

<sup>4</sup> 本稿では、SSBJ 基準において用いている「サステナビリティ関連財務開示」の用語についても、開示府令との整合性を踏まえ、「サステナビリティ関連記載事項」と表記を統一している。

【図表 1】有報作成要領の全体像



### Ⅲ. サステナビリティ関連記載事項

#### 1. 開示を作成するにあたっての基本原則

サステナビリティ関連記載事項は、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会に関して、重要性がある情報を開示しなければならない（適用基準第 48 項）。一方、情報に重要性がない場合、SSBJ 基準で要求する情報であっても、これを開示する必要はない（適用基準第 22 項）。情報に重要性があるかどうか、すなわち、情報が主要な利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込み得るかどうかを評価するにあたり、それらの利用者の特性及び企業自身の状況を考慮しなければならない（適用基準第 56 項）。

また、SSBJ 基準における具体的な定めを適用しただけでは、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会の影響を理解するうえで不十分である場合には、追加的な情報を開示しなければならない（適用基準第 21 項）。

なお、SSBJ 基準で要求される情報は、適用基準第 64 項に掲げるすべての要件を満たす場合、有価証券報告書の他の箇所に記載し、相互参照によりサステナビリティ関連記載事項に含めることができると考えられる。ただし、相互参照は、正確に特定された部分に対して行わなければならない（適用基準第 66 項）。

#### 2. サステナビリティ関連記載事項の作成方法について

有報作成要領は、サステナビリティ関連記載事項の冒頭において、「サステナビリティ関連記載事項の作成方法について」という見出しのもと、サステナビリティ関連記載事項の作成のための基本となる情報の記載事例を示している。これは、財務諸表において、注記の冒頭に連結範囲や会計方針等を記載するのと同様、サステナビリティ関連記載事項に

においても、その後に記載される情報を理解するうえで、作成にあたっての基本となる情報を先に示すことが有用と考えられるためである。

また、開示府令において記載が求められている次の内容についても、冒頭に記載することとしている（開示府令第二号様式記載上の注意(30)a）。

- (1) SSBJ 基準に準拠している旨
- (2) 開示府令第 19 条の 9 第 1 項又は第 2 項のいずれの規定の適用を受けるものかの別
- (3) 令和 8 年内閣府令第 5 号附則第 2 条第 2 項の適用を受けている場合（二段階開示を行うことを選択する場合）には、その旨及び翌期の半期報告書の提出期限までに SSBJ 基準により開示することとされている事項を記載した訂正報告書を提出する旨
- (4) SSBJ 基準に基づく経過措置の適用を受けている場合には、その旨並びにその根拠となる規定及び内容

そのうえで、「サステナビリティ関連記載事項の作成方法について」は、「全般的情報」及び「ガイダンスの情報源に関する情報」の記載事例を示している。このほか、該当ある場合には、「法令の定めにより開示しない情報」（適用基準第 11 項）や「商業上の機密であるため開示しないサステナビリティ関連の機会に関する情報」（適用基準第 13 項）も、「サステナビリティ関連記載事項の作成方法について」において記載する場合があることを示している（【図表 2】参照）。

### 【図表 2】サステナビリティ関連記載事項の作成方法について

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. サステナビリティ関連記載事項の作成方法について</li><li>① 全般的情報</li><li>② ガイダンスの情報源に関する情報</li><li>⊗ 法令の定めにより開示しない情報</li><li>⊗ 商業上の機密であるため開示しないサステナビリティ関連の機会に関する情報</li></ol> |
|--|

#### (1) 全般的情報

法令の定めに従った記載として、次の場合の「全般的情報」の記載事例を示している。

- ① 開示府令第 19 条の 9 第 1 項及び令和 8 年内閣府令第 5 号附則第 2 条第 1 項ただし書きを適用し、SSBJ 基準を早期適用する場合
- ② 開示府令第 19 条の 9 第 2 項を適用し、SSBJ 基準を任意適用する場合
- ③ 開示府令第 19 条の 9 第 1 項及び令和 8 年内閣府令第 5 号附則第 2 条第 1 項ただし書きを適用し、SSBJ 基準を早期適用する企業が、令和 8 年内閣府令第 5 号附則第 2 条第 2 項を適用し、二段階開示を行うことを選択する場合

① SSBJ 基準を早期適用する場合

プライム市場上場企業で平均時価総額 1 兆円以上の企業が、有価証券報告書において SSBJ 基準を早期適用する場合として、準拠表明（適用基準第 79 項）、報告期間（適用基準第 68 項）、並びにサステナビリティ関連記載事項の公表承認日及び承認した機関又は個人の名称（適用基準第 70 項）の記載事例を示している（【図表 3】参照）。

有報作成要領では、適用基準第 93 項、一般基準第 42 項及び気候基準第 102 項に基づき比較情報を開示しない記載事例としていることから、当該経過措置を適用している旨を記載している。また、2026 年 3 月 13 日に改正された SSBJ 基準を早期に適用しているため、その旨も記載している。SSBJ 基準の定めに従い経過措置を適用する場合、その旨をそれぞれ開示しなければならないが、経過措置を適用する場合には、「全般的情報」において、その旨を記載することが考えられる。

SSBJ 基準は報告期間について開示することは要求していないが、主要な利用者にとっての分かりやすさの観点から、有報作成要領は記載事例を示している。

なお、SSBJ 基準に準拠している旨、開示府令第 19 条の 9 第 1 項の規定の適用を受けている旨、SSBJ 基準に基づく経過措置の適用を受けている旨並びにその根拠となる規定及び内容については、開示府令においても記載が求められる事項である。これらも作成にあたっての基本となる情報であることから、先に示すことが有用であることから、サステナビリティ関連記載事項の冒頭に記載する記載事例としている。

【図表 3】全般的情報（早期適用の場合）

1. サステナビリティ関連記載事項の作成方法について	
① 全般的情報	
<p>当社グループのサステナビリティ関連記載事項は、「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（令和 8 年 2 月 20 日内閣府令第 5 号）附則第 2 条第 1 項ただし書きにより「企業内容等の開示に関する内閣府令」（昭和 48 年大蔵省令第 5 号）第 19 条の 9 第 1 項に基づき、サステナビリティ開示基準（サステナビリティ基準委員会（SSBJ）が公表する基準をいう。以下同じ。）に準拠して作成している。</p>	→ 準拠表明
<p>サステナビリティ開示基準の適用にあたり、2026 年 3 月 13 日に改正されたサステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」（以下「適用基準」という。）、サステナビリティ開示テーマ別基準第 1 号「一般開示基準」（以下「一般基準」という。）及びサステナビリティ開示テーマ別基準第 2 号「気候関連開示基準」（以下「気候基準」という。）を適用している。</p> <p>また、本サステナビリティ関連記載事項は、適用基準第 93 項、一般基準第 42 項及び気候基準第 102 項に定める経過措置の適用により、比較情報を開示していない。</p>	→ 経過措置
<p>本サステナビリティ関連記載事項は、当連結会計年度（〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで）を報告期間として作成している。</p>	→ 報告期間
<p>本サステナビリティ関連記載事項は、〇年〇月〇日（公表承認日）に、〇〇〇〇によって承認されている。</p>	→ 公表承認日

有報作成要領は、法令の定めに基づき SSBJ 基準に従った開示を行うとの前提で作成しているため、根拠となる法令の記載とともに準拠表明を行う記載事例を示している。なお、

## 国内基準開発

SSBJ 基準は、サステナビリティ関連記載事項が、SSBJ 基準のすべての定めに準拠している場合にのみ、明示的かつ無限定の準拠の旨を表明しなければならないとしており、限定付きで SSBJ 基準に準拠していると記述することは認めていない（適用基準第 79 項及び BC155 項）。

このため、有価証券報告書において SSBJ 基準を適用しない企業（開示府令第 19 条の 9 第 1 項又は第 2 項の規定の適用を受けない企業）が「サステナビリティに関する考え方及び取組」の開示を行うにあたり、有報作成要領を部分的に参考にすることはできるが、その場合、SSBJ 基準のすべての定めに準拠してはいないため、SSBJ 基準に準拠していると誤解されるような記載を行ってはならないことに留意が必要である。

### ② SSBJ 基準を任意適用する場合

プライム市場上場企業で平均時価総額 1 兆円未満の企業又はプライム市場上場企業以外の企業が、有価証券報告書において SSBJ 基準を任意適用（法令上の任意適用）する場合の記載事例を示している（【図表 4】参照）。

SSBJ 基準を早期適用する場合との違いは、法令の定めに基づき SSBJ 基準に従った開示を行う場合の根拠となる法令の記載である。

### 【図表 4】 全般的情報（任意適用の場合）

1. サステナビリティ関連記載事項の作成方法について	
① 全般的情報	
当社グループのサステナビリティ関連記載事項は、「企業内容等の開示に関する内閣府令」（昭和48年大蔵省令第5号）第19条の9第2項に基づき、サステナビリティ開示基準（サステナビリティ基準委員会（SSBJ）が公表する基準をいう。以下同じ。）に準拠して作成している。	準拠表明
サステナビリティ開示基準の適用にあたり、2026年3月13日に改正されたサステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」（以下「適用基準」という。）、サステナビリティ開示テーマ別基準第1号「一般開示基準」（以下「一般基準」という。）及びサステナビリティ開示テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」（以下「気候基準」という。）を適用している。 また、本サステナビリティ関連記載事項は、適用基準第93項、一般基準第42項及び気候基準第102項に定める経過措置の適用により、比較情報を開示していない。	経過措置
本サステナビリティ関連記載事項は、当連結会計年度（〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで）を報告期間として作成している。	報告期間
本サステナビリティ関連記載事項は、〇年〇月〇日（公表承認日）に、〇〇〇〇によって承認されている。	公表承認日

### ③ SSBJ 基準を早期適用する企業が、二段階開示を行うことを選択する場合

令和 8 年内閣府令第 5 号附則第 2 条第 2 項において、SSBJ 基準の適用開始年度及びその翌年度について、二段階開示として、有価証券報告書において SSBJ 基準により開示することとされている事項を記載せず、翌事業年度の半期報告書を提出すべき期間の末日までに、SSBJ 基準により開示することとされている事項を記載した訂正報告書を提出することができるとされている。このため二段階開示を行うことを選択する場合について、有価証券報

告書においてSSBJ基準により開示することとされている事項の一部を記載する場合の記載事例を示している（【図表5】参照）。

SSBJ基準を早期適用する場合との違いは、令和8年内閣府令第5号附則第2条第2項の適用を受けている旨及び翌連結会計年度に係る半期報告書の提出期限までにSSBJ基準により開示することとされている事項を記載した訂正報告書を提出することを予定している旨の記載である。

### 【図表5】 全般的情報（二段階開示を行う場合）

#### 1. サステナビリティ関連記載事項の作成方法について

##### ① 全般的情報

当社グループは、「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（令和8年2月20日内閣府令第5号。以下「令和8年内閣府令第5号」という。）附則第2条第1項ただし書きにより「企業内容等の開示に関する内閣府令」（昭和48年大蔵省令第5号）第19条の9第1項の規定の適用を受けている。

また、令和8年内閣府令第5号附則第2条第2項を適用し、翌連結会計年度に係る半期報告書の提出期限までにサステナビリティ開示基準により開示することとされている事項を記載した訂正報告書を提出することを予定している。

→ 二段階開示を行う旨

サステナビリティ開示基準により開示することとされている事項の一部を記載しているが、サステナビリティ開示基準の適用にあたり、2026年3月13日に改正されたサステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」（以下「適用基準」という。）、サステナビリティ開示テーマ別基準第1号「一般開示基準」（以下「一般基準」という。）及びサステナビリティ開示テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」（以下「気候基準」という。）を適用している。

また、本サステナビリティ関連記載事項は、適用基準第93項、一般基準第42項及び気候基準第102項に定める経過措置の適用により、比較情報を開示していない。

本サステナビリティ関連記載事項は、当連結会計年度（○年○月○日から○年○月○日まで）を報告期間として作成している。

なお、有報作成要領では、二段階開示を行うことを選択する場合における有価証券報告書及び訂正報告書での留意事項を記載している。

二段階開示を行うことを選択する場合、1段階目となる有価証券報告書ではSSBJ基準により開示することとされている事項をすべて記載していないため、有価証券報告書にSSBJ基準に準拠している旨（準拠表明）の記載はできず、2段階目となる訂正報告書において記載することになると考えられる。

また、公表承認日はサステナビリティ関連記載事項を公表することを承認した日であり（適用基準第4項(15)）、有価証券報告書ではSSBJ基準のすべての定めを適用した開示を行っていないため、有価証券報告書において公表承認日の記載はできず、訂正報告書において記載することになると考えられる。

さらに、訂正報告書に記載するサステナビリティ開示基準により開示することとされている事項の一部について、有価証券報告書の記載を相互参照することもできると考えられる。この場合、相互参照が認められる要件（適用基準第64項）をすべて満たすことが必要と考えられる。相互参照により含まれる情報が報告されている有価証券報告書を明瞭に

識別し、当該有価証券報告書の入手方法の説明をしなければならないと考えられる（適用基準第 66 項）。

加えて、後発事象の対象期間は、報告期間の末日後からサステナビリティ関連記載事項の公表承認日までとなることから、報告期間の末日後、訂正報告書に含まれるサステナビリティ関連記載事項を公表することを承認した日までに生じた事象について、後発事象の取扱いを検討することが必要になると考えられる。後発事象の取扱いを検討した結果、有価証券報告書において開示した情報の更新又は公表承認日までに発生した翌報告期間に関する取引、その他の事象及び状況に関する情報を訂正報告書に記載する場合があると考えられる。

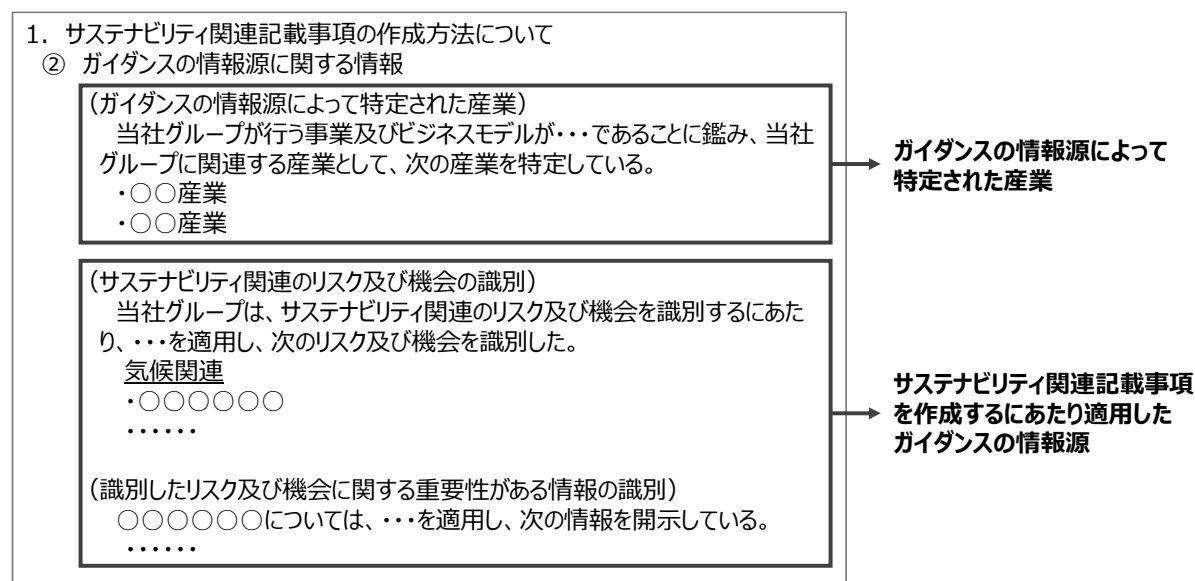
あわせて、有価証券報告書において、見積りによる情報を開示していた場合、訂正報告書に含まれるサステナビリティ関連記載事項の公表承認日までに、報告期間の末日現在で存在していた状況について情報を入手したときは、新規の情報に照らして、見積りを更新することになると考えられる。この場合、情報に重要性がない場合は見積りの更新を行わないことも考えられる。

なお、有価証券報告書により開示した情報について更新の必要がないと判断した場合に、有価証券報告書の開示内容を相互参照によりサステナビリティ関連記載事項に含めることができると考えられる。

**(2) ガイダンスの情報源に関する情報**

「サステナビリティ関連記載事項の作成方法について」の「ガイダンスの情報源に関する情報」は、ガイダンスの情報源によって特定された産業（適用基準第 60 項(2)）及びサステナビリティ関連記載事項を作成するにあたり適用したガイダンスの情報源（適用基準第 60 項(1)）の記載事例を示している（【図表 6】参照）。

**【図表 6】ガイダンスの情報源に関する情報**



なお、有報作成要領は、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会の識別、どのガイダンスの情報源を適用するか決定、並びにサステナビリティ関連記載事項に含める重要性がある情報の識別について、サステナビリティ関連記載事項に含まれる情報に最も重大な影響を与える判断（適用基準第 81 項）に該当するとの前提で作成している。

### 3. ガバナンス

「ガバナンス」は、サステナビリティ関連のリスク及び機会の監督に責任を負うガバナンス機関又は個人（一般基準第 9 項及び気候基準第 10 項）及び経営者の役割（一般基準第 10 項及び気候基準第 11 項）の記載事例を示している（【図表 7】参照）。

#### 【図表 7】ガバナンス

- |   |
|---|
| <p>2. ガバナンス</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① ガバナンス機関又は個人<br/>当社グループでは、…が、グループ全体のサステナビリティ関連のリスク及び機会を監督する責任を負っている。<br/>……。</li><li>② 経営者の役割<br/>当社グループでは、……。</li></ul> |
|---|

適用基準第 31 項(2)は、つながりのある情報を提供するにあたり、SSBJ 基準が共通の情報項目の開示を要求する場合、不必要な繰り返しを避けなければならないとしている。

このため、ガバナンスに関する開示についても、サステナビリティ関連のリスク及び機会の監督が統合的に管理されている場合、サステナビリティ関連のリスク及び機会のそれぞれについての個別の開示ではなく、統合されたガバナンスの開示を提供することにより繰り返しを避けることになると考えられる。

例えば、特定のサステナビリティ関連のリスク及び機会（例えば、気候関連のリスク及び機会）について、別途、監督に責任を負うガバナンス機関又は当該責任を負う個人を置いている場合、ガバナンスに対する全体的なアプローチを記述したうえで、特定のサステナビリティ関連のリスク及び機会について採用するアプローチに関しては、具体的な記述を追加することが適切である場合があると考えられる。

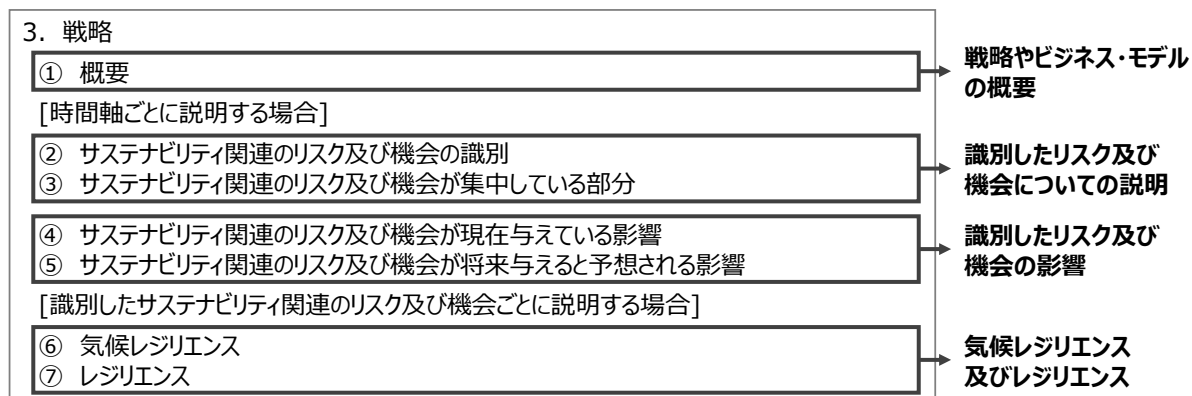
### 4. 戦略

「戦略」は、リスク及び機会を管理する戦略やビジネス・モデルの概要、識別したリスク及び機会についての説明（一般基準第 12 項(1)及び気候基準第 14 項(1)）、識別したリスク及び機会の影響（一般基準第 12 項(2)から(4)及び気候基準第 14 項(2)から(4)）、並びに識別したリスク（及び機会）に関連する企業の戦略及びビジネス・モデルの気候レジリエンス及びレジリエンス（一般基準第 12 項(5)及び気候基準第 14 項(5)）の記載事例を示している（【図表 8】参照）。

## 国内基準開発

SSBJ 基準はリスク及び機会を管理する戦略やビジネス・モデルの概要について開示することは要求していないが、リスク及び機会を管理する戦略を理解できるようにするという開示目的（一般基準第 11 項及び気候基準第 13 項）を達成するため、有報作成要領は記載事例を示している。

【図表 8】 戦略



戦略に関する開示のうち、識別したリスク及び機会についての説明並びに識別したリスク及び機会の影響については、これらを時間軸ごとに説明する場合の記載事例（【図表 9】参照）と、識別したリスク及び機会ごとに説明する場合の記載事例（【図表 10】参照）を示している。

このうち、識別したリスク及び機会の影響については、つながりのある情報を提供する観点から、財務諸表において行われた会計処理との関係を説明することが考えられる。

【図表 9】 時間軸ごとに説明する場合

④ サステナビリティ関連のリスク及び機会が現在与えている影響
②において識別したサステナビリティ関連のリスク及び機会は、当連結会計年度において、.....
（ 次の事項を含めて開示する。
・ビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに与える影響
・財務的影響
・戦略及び意思決定に与える影響
.....。
⑤ サステナビリティ関連のリスク及び機会が将来与えると予想される影響
②において識別したサステナビリティ関連のリスク及び機会は、.....
（ 次の事項を含めて開示する。
・ビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに与える影響
・財務的影響
・戦略及び意思決定に与える影響
.....。

【図表 10】 識別したリスク及び機会ごとに説明する場合

<p>ビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに与える影響</p> <p>○○○○○○（サステナビリティ関連のリスクA）は、</p> <p>（次の事項を含めて開示する。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに与えている影響</li> <li>・将来のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに与えると予想される影響</li> <li>・サステナビリティ関連のリスク及び機会が集中している部分</li> </ul>
<p>財務的影響</p> <p>○○○○○○（サステナビリティ関連のリスクA）は、</p> <p>（次の事項を含めて開示する。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の財務的影響</li> <li>・予想される財務的影響</li> </ul>
<p>戦略及び意思決定に与える影響</p> <p>○○○○○○（サステナビリティ関連のリスクA）は、</p> <p>（次の事項を含めて開示する。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リスク及び機会にどのように対応してきたか、また、今後対応する計画であるか</li> <li>・過去の報告期間に開示した計画に対する進捗（定量的及び定性的情報を含む。）</li> <li>・対応を決定するにあたり考慮したリスク及び機会のトレードオフ</li> </ul>

また、戦略に関する開示のうち、レジリエンスについては、識別したサステナビリティ関連のリスク及び機会が気候関連のリスク及び機会である場合の気候レジリエンスの記載事例（【図表 11】参照）と、識別したサステナビリティ関連のリスク及び機会が気候関連のリスク及び機会以外である場合のレジリエンスの記載事例（【図表 12】参照）を示している。

【図表 11】 気候レジリエンス

<p>⑥ 気候レジリエンス</p> <p>気候レジリエンスとは、気候関連の変化、進展又は不確実性に対応する企業の能力をいう。当社グループが識別した気候関連のリスク及び機会に対し、「3. 戦略」の「① 概要」に記載した当連結会計年度の末日における当社グループの戦略及びビジネス・モデルの気候レジリエンスについて</p> <p>（報告期間の末日における気候レジリエンスの評価に関し、次の事項を開示する。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・気候関連のシナリオ分析の結果の影響（どのように対応する必要があるかを含む。）</li> <li>・気候レジリエンスの評価において考慮された重大な不確実性の領域</li> <li>・気候変動に対して、短期、中期及び長期にわたり戦略及びビジネス・モデルを調整する企業の能力</li> </ul> <p>当該評価を実施するにあたり、</p> <p>（実施した気候関連のシナリオ分析の手法及び実施時期に関し、次の事項を開示する。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・用いたインプットに関する情報</li> <li>・分析の前提とした主要な仮定</li> <li>・気候関連のシナリオ分析を実施した報告期間</li> </ul>
---

【図表 12】レジリエンス

⑦ レジリエンス

レジリエンスとは、サステナビリティ関連のリスクから生じる不確実性に対応する企業の能力をいう。当社グループが識別したサステナビリティ関連のリスクに対し、「3. 戦略」の「① 概要」に記載した当連結会計年度の末日における当社グループの戦略及びビジネス・モデルのレジリエンスは、.....（報告期間の末日における戦略及びビジネス・モデルのレジリエンスに関する定性的評価を記載する。）.....であると評価している。

当該評価を実施するにあたり、.....

（ 次の事項を含めて開示する。.....）

- ・レジリエンスの評価にあたり実施した手法
- ・レジリエンスの評価にあたり考慮した時間軸

.....。

開示府令において、将来情報に関するセーフハーバーの取扱いが定められている。「戦略」において、一般的には将来に関する事項が記載されることが想定されるため、作成要領において、将来に関する事項の記載をする場合の記載事例を示している。

将来に関する事項を記載する場合には、開示府令で記載が求められる事項について、一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明を記載することが考えられる。例えば、(1)将来に関する事項が含まれる旨及び当該事項は報告期間の末日現在において判断したものである旨、(2)将来に関する事項に係る記載内容が事後的に異なるものとなる可能性がある場合にはその旨及びその要因、(3)将来に関する事項を記載するにあたり前提とされた事実及び仮定並びに推論過程、(4)情報の入手経路を含む将来に関する事項の適切性を検討し、評価するための社内の手続等を記載することが考えられる（【図表 13】参照）。

なお、当該事項については、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、将来に関する事項が含まれる箇所を特定したうえで、一定程度、集約して記載することができると考えられる。

【図表 13】戦略に関する将来に関する事項を記載する場合

戦略に関する記載事項には将来に関する事項が含まれており、当該事項は当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものである。当社グループは、.....（将来に関する事項を記載するにあたり前提とされた事実及び仮定並びに推論過程の概要を記載する。）.....。また、将来に関する事項の適切性を検討し、評価するために、.....（将来に関する事項の開示に対し責任を有する機関又は個人の名称又は役職名及び役割）.....が、.....（情報の入手経路を含む将来に関する事項の適切性を検討し、評価するための社内の手続を記載する。）.....を行っている。

なお、.....（事後的に異なる可能性がある将来に関する事項に係る記載内容）.....は、事後的に異なるものとなる可能性があり、その要因は.....（その要因を記載する）.....。

5. リスク管理

「リスク管理」は、サステナビリティ関連のリスクの識別等及びモニタリングを行うためのプロセス及び関連する方針（一般基準第 29 項(1)及び気候基準第 41 項(1)）、サステナビリティ関連の機会の識別等及びモニタリングを行うためのプロセス（一般基準第 29 項

(2)及び気候基準第 41 項(2))、これらのプロセスと全体的なリスク管理プロセスとの関連性等(一般基準第 29 項(3)及び気候基準第 41 項(3))の記載事例を示している(【図表 14】参照)。

### 【図表 14】リスク管理

#### 4. リスク管理

- ① サステナビリティ関連のリスクの識別等及びモニタリングを行うためのプロセス及び関連する方針  
当社グループは、…。
- ② サステナビリティ関連の機会の識別等及びモニタリングを行うためのプロセス  
当社グループは、…。
- ③ 上記プロセスと全体的なリスク管理プロセスとの関連性等  
当社グループは、…。

リスク管理についても、ガバナンスと同様、SSBJ 基準が共通の情報項目の開示を要求する場合に、不必要な繰り返しを避けるため、統合されたリスク管理の開示を提供することが考えられる。

## 6. 指標及び目標

「指標及び目標」は、気候関連の指標及び目標(気候基準第 43 項から第 99 項)と気候関連以外のサステナビリティ関連の指標及び目標(一般基準第 30 項から第 39 項)に分けて記載事例を示している(【図表 15】参照)。

### 【図表 15】指標及び目標

#### 5. 指標及び目標

(気候関連)

- ① 温室効果ガス排出  
温室効果ガス排出の測定方法等に関する開示  
温室効果ガス排出に関する開示
- ② 気候関連の移行リスクに関する開示
- ③ 気候関連の物理的リスクに関する開示
- ④ 気候関連の機会に関する開示
- ⑤ 資本投下に関する開示
- ⑥ 内部炭素価格に関する開示
- ⑦ 報酬に関する開示
- ⑧ 温室効果ガス排出目標に関する開示
- ⓧ その他の気候関連の目標に関する開示

(○○○○関連)

- ① 指標
- ② 目標

### (1) 温室効果ガス排出

気候基準は温室効果ガス排出に関するさまざまな開示項目を定めているが、有報作成要領は次の項目について記載事例を示している。

- 温室効果ガス排出の測定方法等に関する開示
  - 温室効果ガス排出の測定アプローチ
  - 温室効果ガス排出の測定方法
  - 温室効果ガス排出の算定期間
- 温室効果ガス排出に関する開示
  - スコープ別の内訳に関する情報
  - ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報

定量的情報が中心となる「温室効果ガス排出に関する開示」よりも「温室効果ガス排出の測定方法等に関する開示」を前に置いたのは、サステナビリティ関連記載事項の冒頭に「サステナビリティ関連記載事項の作成方法について」を置いたのと同様の理由であり（上記Ⅲ.2.参照）、その後に記載される情報を理解するうえで、作成にあたっての基本となる情報を先に示すことが有用と考えられるためである。

### ① 温室効果ガス排出の測定方法等に関する開示

「温室効果ガス排出の測定方法等に関する開示」の記載事例は、次の前提に基づき作成している。

- (a) 報告企業は国内及び海外に拠点を有している。
- (b) 主要な国内拠点は「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）における「温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度」（以下「SHK 制度」という。）の対象となっている。このため、これらの国内拠点のスコープ 1 温室効果ガス排出及びスコープ 2 温室効果ガス排出については、気候基準第 49 項ただし書きに従い、温対法における SHK 制度に基づき測定した温室効果ガス排出量を用いて測定する。
- (c) 温対法における SHK 制度の対象となっていない国内拠点及び海外拠点のスコープ 1 温室効果ガス排出及びスコープ 2 温室効果ガス排出、並びに報告企業全体のスコープ 3 温室効果ガス排出については、気候基準第 49 項本文に従い、「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準（2004 年）」（以下「GHG プロトコル」という。）に従って測定する。

#### （温室効果ガス排出の測定アプローチ）

温室効果ガス排出の測定アプローチは、GHG プロトコルに従って測定する場合には、持分割合アプローチ、経営支配力アプローチ及び財務支配力アプローチのいずれか 1 つを選

択しなければならないが（気候基準第 60 項）、温対法における SHK 制度に従って測定する場合はこれらに限られない。このため、GHG プロトコルに従って測定する場合と温対法における SHK 制度に従って測定する場合のそれぞれについて記載事例を示している（気候基準第 61 項及び第 62 項）（【図表 16】参照）。

**【図表 16】 温室効果ガス排出の測定アプローチ**

**（温室効果ガス排出の測定アプローチ）**

当社グループは、温対法における SHK 制度に基づき温室効果ガス排出を測定するにあたり、（測定アプローチを適用した理由を記載する。）\_\_\_\_\_であるため、測定アプローチとして\_\_\_\_\_（適用した測定アプローチを記載する。）\_\_\_\_\_を用いている。当該アプローチは、\_\_\_\_\_（どのように気候関連の指標及び目標に関する開示目的と関連しているかを記載する。）\_\_\_\_\_。

また、当社グループは、「GHG プロトコル（2004年）」に基づき温室効果ガス排出を測定するにあたり、\_\_\_\_\_（測定アプローチを選択した理由を記載する。）\_\_\_\_\_であるため、測定アプローチとして〇〇〇〇アプローチを用いている。当該アプローチは、\_\_\_\_\_（どのように気候関連の指標及び目標に関する開示目的と関連しているかを記載する。）\_\_\_\_\_。

**（温室効果ガス排出の測定方法）**

温室効果ガス排出の測定方法（気候基準第 63 項）は、各スコープの温室効果ガス排出を見積りの方法に基づき測定しているという前提のもと、活動量及び排出係数に関する情報等について、スコープごとに記載事例を示している。

例えば、スコープ 1 温室効果ガス排出の測定方法に関する記載事例は、温室効果ガス排出の発生要因について記載したうえで、見積りの方法に基づき測定した旨と、測定するために使用した活動量及び排出係数について示している（【図表 17】参照）。

**【図表 17】 スコープ 1 温室効果ガス排出の測定方法**

**（温室効果ガス排出の測定方法）**

当社グループは、次の方法により温室効果ガス排出を測定している。

**(a) スコープ1温室効果ガス排出**

当社グループにおけるスコープ1温室効果ガス排出の発生要因は、主に\_\_\_\_\_（スコープ1温室効果ガス排出の発生要因を記載する。）\_\_\_\_\_である。

温対法における SHK 制度の対象となっている当社グループ国内拠点は、温対法における SHK 制度に基づき、当連結会計年度における\_\_\_\_\_（活動量）\_\_\_\_\_に、当連結会計年度末において入手可能な環境大臣及び経済産業大臣が公表する「算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧」における排出係数を乗じることにより、見積りの方法に基づきスコープ1温室効果ガス排出を測定している。

また、温対法における SHK 制度の対象となっていない当社グループ国内拠点は、「GHG プロトコル（2004年）」に基づき、当連結会計年度における\_\_\_\_\_（活動量）\_\_\_\_\_に、当連結会計年度末において入手可能な環境大臣及び経済産業大臣が公表する「算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧」における排出係数を乗じることにより、見積りの方法に基づきスコープ1温室効果ガス排出を測定している。

さらに、当社グループ海外拠点は、「GHG プロトコル（2004年）」に基づき、当連結会計年度における\_\_\_\_\_（活動量）\_\_\_\_\_に、原則として当連結会計年度末において入手可能な各国法規等の固有の排出係数を乗じ、固有の排出係数を把握できない場合は、当連結会計年度末において入手可能な国際エネルギー機関（IEA）の国別排出係数を乗じることにより、見積りの方法に基づきスコープ1温室効果ガス排出を測定している。

## 国内基準開発

スコープ 2 温室効果ガス排出は、ロケーション基準に関する測定方法の記載事例（【図表 18】参照）に加え、マーケット基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出量を開示することを選択した場合の記載事例（【図表 19】参照）を示している。

### 【図表 18】ロケーション基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出の測定方法

#### (b) スコープ2温室効果ガス排出

当社グループにおけるスコープ2温室効果ガス排出の発生要因は、主に電力の使用である。

#### ・ロケーション基準

温対法におけるSHK制度の対象となっている当社グループ国内拠点は、温対法におけるSHK制度に基づき、当連結会計年度における電力消費量に、当連結会計年度末において入手可能な環境大臣及び経済産業大臣が公表する「電気事業者別排出係数」における全国平均係数を乗じることにより、見積りの方法に基づきロケーション基準によるスコープ2温室効果ガス排出を測定している。

また、温対法におけるSHK制度の対象となっていない当社グループ国内拠点は、「GHGプロトコル（2004年）」に基づき測定している。当連結会計年度における各拠点の電力消費量に、当連結会計年度末において入手可能な環境大臣及び経済産業大臣が公表する「電気事業者別排出係数」における全国平均係数を基礎とした排出係数を乗じることにより、見積りの方法に基づきロケーション基準によるスコープ2温室効果ガス排出を測定している。

さらに、当社グループ海外拠点は、「GHGプロトコル（2004年）」に基づき測定している。当連結会計年度における各拠点の電力消費量に、原則として当連結会計年度末時点で公表されている各国法規等の固有の排出係数を乗じ、固有の排出係数を把握できない場合は、当連結会計年度末において入手可能な国際エネルギー機関（IEA）の国別排出係数を乗じることにより、見積りの方法に基づきロケーション基準によるスコープ2温室効果ガス排出を測定している。

### 【図表 19】マーケット基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出の測定方法

[マーケット基準によるスコープ2温室効果ガス排出量を開示することを選択した場合]

当社グループは、ロケーション基準によるスコープ2温室効果ガス排出量に加え、マーケット基準によるスコープ2温室効果ガス排出量を開示することを選択している。

#### ・マーケット基準

温対法におけるSHK制度の対象となっている当社グループ国内拠点は、温対法におけるSHK制度に基づき、当連結会計年度における電力契約ごとの電力消費量に、当連結会計年度末において入手可能な環境大臣及び経済産業大臣が公表する「電気事業者別排出係数」における電力契約ごとの排出係数を乗じることにより、見積りの方法に基づきマーケット基準によるスコープ2温室効果ガス排出を測定している。

また、温対法におけるSHK制度の対象となっていない当社グループ国内拠点及び当社グループ海外拠点は、「GHGプロトコル（2004年）」に基づき測定している。当連結会計年度における電力契約ごとの電力消費量に、原則として当連結会計年度の電力契約ごとの排出係数を乗じ、電力契約ごとの排出係数を把握できない場合は、当連結会計年度末において入手可能な国際エネルギー機関（IEA）の国別排出係数を乗じることにより、見積りの方法に基づきマーケット基準によるスコープ2温室効果ガス排出を測定している。

スコープ 3 温室効果ガス排出は、カテゴリーごとに活動量及び排出係数を表形式で示す記載事例としている。また、スコープ 3 測定フレームワークに関する開示の記載事例も示している（【図表 20】参照）。

【図表 20】スコープ 3 温室効果ガス排出の測定方法

(c) スコープ3温室効果ガス排出  
 当社グループは、スコープ3温室効果ガス排出について、「温室効果ガスプロトコルのコーポレート・バリュー・チェーン（スコープ3）基準（2011年）」に定めるスコープ3カテゴリごとに分類し、「GHGプロトコル（2004年）」に基づき、次の活動量及び排出係数を用いて見積りの方法に基づき測定している。  
 スコープ3温室効果ガス排出の定量情報について、当社グループは、（スコープ3 温室効果ガス排出に関する定量情報を記載するにあたり前提とされた事実及び仮定並びに推論過程の概要を記載する。）……。また、（スコープ3温室効果ガス排出に関する定量情報）の適切性を検討し、評価するために、（スコープ3温室効果ガス排出に関する定量情報の開示に対し責任を有する機関又は個人の名称又は役職名及び役割）が、（情報の入手経路を含むスコープ3温室効果ガス排出に関する定量情報の適切性を検討し、評価するための社内の手続を記載する。）……を行っている。  
 なお、（事後的に異なる可能性があるスコープ3温室効果ガス排出に関する定量情報に係る記載内容）は、事後的に異なるものとなる可能性があり、その要因は（その要因を記載する）……。

	活動量	排出係数
カテゴリ-XX：○○○○	.....	.....
カテゴリ-XX：○○○○	.....	.....
カテゴリ-XX：○○○○	.....	.....
.....	.....	.....

この際、サステナビリティ開示テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」における「スコープ3測定フレームワーク」に従い、（利用可能なデータのうち、スコープ3温室効果ガス排出の測定にあたって用いる要素及び仮定に組み込むデータを決定した方法を記載する。）……のように組み込むデータを決定している。  
 また、（1次データを使用した範囲）……については1次データを使用しており、（検証されたデータを使用した範囲）……については検証されたデータを使用している。

企業は 15 のカテゴリすべての関連性を考慮することが要求されるものの、すべてのカテゴリが企業に該当するわけではなく、したがってすべてのカテゴリについてスコープ 3 温室効果ガス排出の測定に含める必要がないと決定する場合があると考えられる（気候基準 BC149 項）。この場合、スコープ 3 温室効果ガス排出の測定に含めていないカテゴリについて活動量及び排出係数を記載する必要はないと考えられる。

開示府令において、スコープ 3 温室効果ガス排出の定量情報に関するセーフハーバーの取扱いが定められている。「指標及び目標」において、一般的にはスコープ 3 温室効果ガス排出に関する定量情報が記載されることが想定されるため、作成要領において、スコープ 3 温室効果ガス排出に関する定量情報の記載をする場合の記載事例を示している。

スコープ 3 温室効果ガス排出の定量情報を記載する場合には、開示府令で記載が求められる事項について、一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明を記載することが考えられる。例えば、(a)スコープ 3 定量情報に係る記載内容が事後的に異なるものとなる可能性がある場合にはその旨及びその要因、(b)スコープ 3 定量情報を記載するにあたり前提とされた事実及び仮定並びに推論過程、(c)情報の入手経路を含むスコープ 3 定量情報の適切性を検討し、評価するための社内の手続等を記載することが考えられる。

当該事項については、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、スコープ 3 温室効果ガス排出に関する定量情報が含まれる箇所を特定したうえで、一定程度、集約して記載することができると考えられる。

**(温室効果ガス排出の算定期間)**

温室効果ガス排出の算定期間は、サステナビリティ関連記載事項の報告期間を対象とすることになると考えられるが、SSBJ 基準は、一定の要件をすべて満たした場合、バリュー・チェーン上の企業から入手した異なる算定期間の情報を使用することを認めている（気候基準第 64 項）。SSBJ 基準はバリュー・チェーン上の企業から入手した異なる算定期間の情報を使用する場合にその旨を開示することは要求していないが、主要な利用者にとっての分かりやすさの観点から、有報作成要領は記載事例を示している。

なお、バリュー・チェーン上の各企業から入手した情報の算定期間の末日と、報告企業の財務報告書の報告期間の末日との間に発生した、報告企業の温室効果ガス排出に関連する重大な事象又は状況の重大な変化がある場合には、その影響を開示しなければならない（気候基準第 64 項(3)）。

**② 温室効果ガス排出に関する開示**

「温室効果ガス排出に関する開示」は、まず、スコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3 の温室効果ガス排出の絶対総量（気候基準第 47 項）の記載事例を示している（【図表 21】参照）。

**【図表 21】スコープ別の内訳に関する情報**

[スコープ1温室効果ガス排出、スコープ2温室効果ガス排出及びスコープ3温室効果ガス排出の絶対総量についての開示]

(単位 : t-CO<sub>2</sub>e)

	当連結会計年度
スコープ1温室効果ガス排出	X,XXX
スコープ2温室効果ガス排出 (ロケーション基準)	X,XXX
スコープ3温室効果ガス排出	XXX,XXX

その上で、有報作成要領では、スコープ毎にそれぞれ記載事例を示している。温室効果ガス排出に関する開示については、各企業の置かれた状況によりさまざまな記載方法が考えられるため、実際の開示にあたっては各企業の実態等に即して記載をする必要があると考えられる。

まず、スコープ 1 温室効果ガス排出の開示については、スコープ 1 温室効果ガス排出の一部について GHG プロトコルとは異なる方法により測定することを選択し、かつ、GHG プロトコルとは異なる方法により測定した温室効果ガス排出量にそれぞれ重要性がある場合（気候基準第 50 項及び第 51 項）の記載事例を示している（【図表 22】参照）。

【図表 22】 スコープ 1 温室効果ガスの分解開示

[スコープ1温室効果ガス排出について、「GHGプロトコル（2004年）」とは異なる方法により測定し、かつ、分解して開示した場合]

(単位：t-CO<sub>2</sub>e)

	当連結会計年度		
	「GHGプロトコル (2004年)」 に基づく排出量	温対法 に基づく排出量	合計
スコープ1温室効果ガス排出	XXX	X,XXX	X,XXX

次に、スコープ 2 温室効果ガス排出については、主要な利用者の理解に情報をもたらすために必要な契約証書に関する情報がある場合、気候基準第 54 項の定めに基づきマーケット基準による温室効果ガス排出量を開示することを選択したかどうかで開示する情報が異なると考えられる。そのため、契約証書に関する情報を提供する記載事例（【図表 23】参照）及びマーケット基準による温室効果ガス排出量を開示する記載事例（【図表 24】参照）を示している。

【図表 23】 契約証書によるスコープ 2 温室効果ガスの開示

[スコープ2温室効果ガス排出について契約証書に関する情報を提供する場合]

(単位：t-CO<sub>2</sub>e)

	当連結会計年度
スコープ2温室効果ガス排出 (ロケーション基準)	X,XXX

契約証書に関する情報

当社グループは、〇〇〇〇が発行する契約証書について、.....(契約証書に関する情報を記載する。)

【図表 24】 マーケット基準によるスコープ 2 温室効果ガスの開示

[マーケット基準によるスコープ2温室効果ガス排出量を開示することを選択した場合]

(単位：t-CO<sub>2</sub>e)

		当連結会計年度
スコープ2温室 効果ガス排出	ロケーション基準	X,XXX
	マーケット基準	X,XXX

さらに、スコープ 2 温室効果ガス排出の一部についてマーケット基準による温室効果ガス排出量を開示することを選択し、その他の部分について契約証書に関する情報を開示する場合の記載事例を示している（【図表 25】参照）。

スコープ 2 温室効果ガス排出について、契約証書に関する情報に代えてマーケット基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出の開示を行うことを選択する場合に、当該マーケット

## 国内基準開発

基準によるスコープ2 温室効果ガス排出量とロケーション基準によるスコープ2 温室効果ガス排出量とを比較可能なものとするにより、主要な利用者にとって有用な情報を提供することになると考えられる。当該記載事例では、報告企業の全部ではなく一部についてマーケット基準によるスコープ2 温室効果ガス排出量を開示することを選択しており、ロケーション基準の排出量全体とマーケット基準の排出量全体とが比較可能な関係にないことから、マーケット基準の合計を記載しないことが考えられる。

### 【図表 25】 スコープ2 温室効果ガスについて測定方法別の内訳に分解する場合

[スコープ2温室効果ガス排出について、「GHGプロトコル（2004年）」により測定することを選択し、かつ、GHGプロトコルにより測定する排出量について、契約証書に関する情報を適用する部分とマーケット基準の数値を開示する部分にそれぞれ重要性がある場合]

(単位：t-CO<sub>2</sub>e)

		「GHGプロトコル（2004年）」 に基づく排出量		合 計
		契約証書に 関する情報を開 示する部分	マーケット基準 の開示を選択 した部分	
スコープ2温室 効果ガス排出	ロケーション基準	XXX	XXX	X,XXX
	マーケット基準	—	XXX	—

#### 契約証書に関する情報

当社グループは、「GHGプロトコル（2004年）」により測定した温室効果ガス排出量について、○○○○の部分については、契約証書に関する情報を開示することを選択している。△△△△が発行する契約証書について、.....（契約証書に関する情報を記載する。）.....。

次に、スコープ3 温室効果ガス排出の内訳に関する情報（気候基準第55項）の記載事例を示している（【図表 26】参照）。前述したとおり、スコープ3 温室効果ガス排出の測定に含めていないカテゴリーがある場合には、そのカテゴリーに関する温室効果ガス排出量を記載する必要はないと考えられる。

### 【図表 26】 スコープ3 温室効果ガス排出の内訳に関する情報

(単位：t-CO<sub>2</sub>e)

	当連結会計年度
カテゴリー-XX：○○○○	XXX,XXX
カテゴリー-XX：○○○○	XXX,XXX
カテゴリー-XX：○○○○	XX,XXX
.....	.....
合 計（スコープ3温室効果ガス排出）	XXX,XXX

なお、気候基準では、ファイナンスド・エミッション以外の温室効果ガス排出をカテゴリー15から除外することができることに関連して、カテゴリー15から除外するこ

## 国内基準開発

ととした温室効果ガス排出に関連する金融活動についての説明が求められている（気候基準第 56-3 項）。また、カテゴリ 15 から除外したデリバティブがある場合、当該デリバティブに関連する金融活動及び何をデリバティブとして扱ったかの説明が求められている（気候基準第 56-3 項また書き）ことから、当該定めに従った記載事例を示している（【図表 27】 参照）。

### 【図表 27】 ファイナンス・エミッション以外の温室効果ガス排出をスコープ 3 カテゴリ 15 から除外する場合

[ファイナンス・エミッション以外の温室効果ガス排出をスコープ3カテゴリ15から除外し、また、カテゴリ15の温室効果ガス排出に含めることとした金融活動について、当該金融活動に関連するデリバティブに係る温室効果ガス排出をカテゴリ15から除外する場合]

(単位：t-CO<sub>2</sub>e)

	当連結会計年度
カテゴリXX：○○○○	XXX,XXX
カテゴリXX：○○○○	XXX,XXX
.....	.....
カテゴリ15：投資	XXX,XXX
合計（スコープ3温室効果ガス排出）	XXX,XXX

当社グループのスコープ3カテゴリ15に、（除外したスコープ3カテゴリ15の温室効果ガス排出に関連する金融活動の説明）を含めていない。また、当社グループは（除外したデリバティブに関連する金融活動及び何をデリバティブとして扱ったかの説明）としており、スコープ3カテゴリ15にデリバティブに関連する温室効果ガス排出を含めていない。この結果、スコープ3カテゴリ15の温室効果ガス排出はファイナンス・エミッションのみであり、カテゴリ15の合計とファイナンス・エミッションの小計は一致している。

次に、スコープ 1 温室効果ガス排出及びスコープ 2 温室効果ガス排出の内訳に関する情報（気候基準第 52 項）の記載事例を示している（【図表 28】 参照）。連結会計グループは親会社及びその連結子会社で構成され、その他の投資先には関連会社、共同支配企業及び非連結子会社が含まれると考えられる（気候基準 BC137 項）。

### 【図表 28】 スコープ 1 温室効果ガス排出及びスコープ 2 温室効果ガス排出の内訳に関する情報

[マーケット基準によるスコープ2温室効果ガス排出量を開示することを選択した場合]

(単位：t-CO<sub>2</sub>e)

	当連結会計年度		
	連結会計グループに関する温室効果ガス排出	その他の投資先に関する温室効果ガス排出	合計
スコープ1温室効果ガス排出	X,XXX	XXX	X,XXX
スコープ2温室効果ガス排出	ロケーション基準	XXX	X,XXX
	マーケット基準	XXX	X,XXX

さらに、有報作成要領は、ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報の開示（気候基準第 57 項）の記載事例も示している。なお、2026 年 3 月期有価証券報告書においてファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報を開示するのは、次のすべての条件を満たす企業であると考えられる。

- (a) 法令の定めに基づき SSBJ 基準に従った開示を行うことを選択する。
- (b) ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報の開示が要求される、資産運用に関する活動、商業銀行に関する活動又は保険に関する活動を行っている。
- (c) 気候基準を適用する最初の年次報告期間においてファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報を開示しないことを認める経過措置（気候基準第 103 項 (2)）を適用しないことを選択する。

### (2) 気候関連のリスク及び機会に関する開示

「気候関連のリスク及び機会に関する開示」（気候基準第 79 項から第 81 項）は、気候関連の移行リスクを例に、気候関連の移行リスクに対して脆弱な資産又は事業活動の内容とその理由について記載したうえで、気候関連の移行リスクに脆弱な資産又は事業活動の数値及びパーセンテージを記載する場合と、気候関連の移行リスクに脆弱な資産又は事業活動の規模に関する情報を開示する場合の記載事例を示している（【図表 29】参照）。

#### 【図表 29】気候関連の移行リスクに関する開示

② 気候関連の移行リスクに関する開示	
当社グループにおける.....（気候関連の移行リスクに対して脆弱な資産又は事業活動）.....は、.....（気候関連の移行リスクに対して脆弱である旨及びその理由について記載する。）.....である。	
[気候関連の移行リスクに対して脆弱な資産の金額及びパーセンテージを開示する場合]	
	当連結会計年度
・・・の資産の金額 （・・・に対するパーセンテージ）	X,XXX百万円 (X.XX%)
[気候関連の移行リスクに対して脆弱な事業活動の規模に関する情報を開示する場合]	
・・・に関する事業活動の規模は、.....（規模に関する情報）.....。	

気候関連の移行リスクに関する開示を行うにあたり、「移行リスクに対して脆弱な資産又は事業活動」については、企業が表現しようとするものを忠実に表現するため、企業の置かれた状況に即して、その範囲を画定するための考え方を企業が整理したうえで、当該考え方に従って開示の対象を決定することが考えられる。このようにした場合、「移行リスクに対して脆弱な資産又は事業活動」にどのようなものが含まれるのかに関しても、あわせて開示することが考えられる（気候基準 BC187 項から BC189 項）。この点、気候基準では、気候関連の移行リスクに対して脆弱である旨及びその理由を開示することを求め

## 国内基準開発

る定めはないが、気候関連のリスク及び機会に関連する企業のパフォーマンスを理解できるようにするという開示目的（気候基準第 43 項）を達成するため、気候関連の移行リスクに対して脆弱である旨及びその理由を開示することが考えられる。

上記については、気候関連の物理的リスク及び気候関連の機会に関する開示についても同様である。

また、気候関連のリスク及び機会に関する開示において「規模に関する情報」を開示する場合、定性的情報を含め、企業が表現しようとするものをより忠実に表現できる方法を認めることが適切と考えられる。例えば、これまで任意に行われてきたサステナビリティ開示の実態を踏まえ、開示対象となる資産又は事業活動の規模について、企業において定量的な範囲を定め、当該範囲に関する説明とともに「大」「中」「小」のように表現した情報を開示することが考えられる（気候基準 BC186 項）。

### (3) 資本投下に関する開示

「資本投下に関する開示」（気候基準第 82 項）は、気候関連のリスク及び機会に投下された資本的支出、ファイナンス又は投資について記載したうえで、投下された資本的支出、ファイナンス又は投資の数値を開示する場合の記載事例を示している（【図表 30】参照）。

#### 【図表 30】資本投下に関する開示

##### ⑤ 資本投下に関する開示

当社グループは、当連結会計年度において、.....（気候関連のリスク及び機会）.....に対して、.....（投下された資本的支出、ファイナンス又は投資について説明する。）.....。

	当連結会計年度
.....の金額	X,XXX百万円

資本投下に関する開示を行うにあたり、「気候関連のリスク及び機会に投下された資本的支出、ファイナンス又は投資」については、企業が表現しようとするものを忠実に表現するため、企業の置かれた状況に即して、その範囲を画定するための考え方を企業が整理したうえで、当該考え方に従って開示の対象を決定することが考えられる。このようにした場合、「気候関連のリスク及び機会に投下された資本的支出、ファイナンス又は投資」にどのようなものが含まれるのかに関しても、あわせて開示することが考えられる（気候基準 BC192 項から BC194 項）。

### (4) 内部炭素価格に関する開示

「内部炭素価格に関する開示」（気候基準第 83 項）は、内部炭素価格を意思決定に用いているという前提のもと、内部炭素価格の適用方法と温室効果ガス排出に係るコストの評価に用いている内部炭素価格を開示する場合の記載事例を示している（【図表 31】参照）。

【図表 31】 内部炭素価格に関する開示

⑥ 内部炭素価格に関する開示

当社グループは、新規プロジェクトに対する投資判断を行うにあたり、当該プロジェクトから生じる温室効果ガス排出を評価項目の1つとしており、基準となる内部炭素価格を設定し、評価を行っている[内部炭素価格の適用方法]。

(単位：円/t-CO<sub>2</sub>e)

	当連結会計年度
温室効果ガス排出に係るコストの評価に用いている内部炭素価格	X,XXX

(5) 報酬に関する開示

「報酬に関する開示」（気候基準第 84 項）は、気候関連の評価項目が役員報酬に組み込まれているという前提のもと、気候関連の評価項目を役員報酬に組み込む方法と、当報告期間に認識された役員報酬のうち、気候関連の評価項目と結び付いている部分の割合を開示する場合の記載事例を示している。また、気候関連の評価項目が役員報酬に組み込まれているものの、他の評価項目とあわせて役員報酬に組み込まれており、気候関連の評価項目に係る部分を区分して識別できない場合に、その旨を開示したうえで、気候関連の評価項目を含む評価項目全体について開示する場合の記載事例を示している（【図表 32】参照）。

【図表 32】 報酬に関する開示

⑦ 報酬に関する開示

当社グループは、脱炭素に向けた取組みを加速するため、温室効果ガス排出目標を設定し、その達成度合いを役員の業績評価項目の1つとしている[気候関連の評価項目を役員報酬に組み込む方法]。

	当連結会計年度
当連結会計年度に認識された役員報酬のうち、気候関連の評価項目と結び付いている部分の割合	XX.X%

[気候関連の評価項目が他の評価項目とあわせて役員報酬に組み込まれており、気候関連の評価項目に係る部分を区分して識別できない場合]

当社グループは、持続可能な社会の実現に貢献することを目的として、役員の業績評価項目に環境・社会・ガバナンス（ESG）関連の評価項目を組み込んでいる[気候関連の評価項目を役員報酬に組み込む方法]。気候関連の評価項目は、当該ESG関連の評価項目の一部に含まれているが、これを区分して識別することができない。

	当連結会計年度
当連結会計年度に認識された役員報酬のうち、ESG関連の評価項目と結び付いている部分の割合	XX.X%

SSBJ 基準で要求される情報は、適用基準第 64 項に掲げるすべての要件を満たす場合、有価証券報告書の他の箇所に記載し、相互参照によりサステナビリティ関連記載事項に含めることができると考えられる（上記Ⅲ.1.参照）。気候基準第 84 項に基づき開示する当連結会計年度の役員報酬に関する情報についても、適用基準第 64 項に掲げるすべての要件を

満たす場合、有価証券報告書の「第 4 提出会社の状況」の「4 コーポレート・ガバナンスの状況等」の「(4) 役員報酬等」に記載し、相互参照によりサステナビリティ関連記載事項に含めることができると考えられる。

### (6) 産業別の指標

気候基準第 86 項は、企業に関連する産業別の指標のうち、主なものを開示することを求めている。産業別の指標の開示についてはさまざまな記載方法が考えられるが、有報作成要領は、次の記載事例を示している。

- ① 「IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス」に基づく産業別の指標が産業横断的指標等における気候関連の物理的リスクに関する開示の定め（気候基準第 80 項）を満たすと判断した場合の産業横断的指標等の開示の記載事例
- ② 企業が作成した気候関連の産業別の指標が産業横断的指標等における気候関連の機会に関する開示の定め（気候基準第 81 項）を満たすと判断した場合の産業横断的指標等の開示の記載事例
- ③ 産業別の指標を「その他の気候関連の指標に関する開示」として別個に開示する場合の記載事例

### (7) 気候関連の目標（温室効果ガス排出目標を含む。）に関する開示

有報作成要領は、「温室効果ガス排出目標に関する開示」と「その他の気候関連の目標に関する開示」の記載事例を示している。温室効果ガス排出目標がある場合には、温室効果ガス排出目標以外の気候関連の目標に関する開示項目（気候基準第 92 項から第 96 項）に加えて、温室効果ガス排出目標に関する開示項目（気候基準第 97 項から第 99 項）について記載する必要がある。

なお、気候関連の目標（温室効果ガス排出目標を含む。）は、企業が設定した目標又は法令により満たすことが要求されている目標がある場合に開示しなければならないが、企業が気候関連の目標を設定していない場合には、設定することを求めている（気候基準第 92 項及び BC206 項）。このため、開示のために新たに目標を定める必要はないと考えられる。

### (8) 気候関連以外のサステナビリティ関連の指標及び目標に関する開示

気候関連のリスク及び機会以外のサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別した場合には、識別したリスク及び機会に関する指標及び目標を開示することになる。現状、SSBJ 基準には気候基準以外の具体的なテーマ別基準が存在しないため、SSBJ 基準以外のガイダンスの情報源から得た指標（一般基準第 34 項及び第 35 項）又は企業が作成した指標（一般基準第 36 項）を開示することになると考えられる。

また、開示した指標には、企業に関連する産業別の指標のうち、主なものを含まなければならない（一般基準第 33 項）。

目標については、企業が設定した目標又は法令により満たすことが要求されている目標がある場合に開示しなければならないが、企業に特定の目標を設定することは要求していない（一般基準第 39 項、BC58 項及び BC59 項）。このため、開示のために新たに目標を定める必要はないと考えられる。

### 7. 後発事象

「後発事象」は、適用基準第 72 項に従い、報告期間の末日後、サステナビリティ関連記載事項の公表承認日までに発生する取引、その他の事象及び状況に関する情報について、当該情報を開示しないことにより、主要な利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込み得る場合に、当該情報について開示する記載事例を示している。

適用基準では、どのような後発事象について開示すべきか示されていないが、例えば、サステナビリティ関連のリスク及び機会の範囲を再評価しなければならないような重大な事象又は状況の重大な変化が発生した場合（適用基準第 44 項）においては、後発事象の開示を行うことがあると考えられる。そのような重大な事象又は状況の重大な変化の例は、適用基準 BC89 項に示されている。

また、適用基準第 29 項(3)では、サステナビリティ関連記載事項と、その他の財務報告書（関連する財務諸表など）の情報との間のつながりを理解できるように情報を開示しなければならないとされているため、後発事象についても、財務諸表において関連する情報を記載している場合には、参照を付すことが考えられる。

## IV. 人的資本に関する開示

開示府令は、人材の多様性を含む人的資本について、次の事項を記載することを求めている（第二号様式記載上の注意(30)c）。

- (1) 人材の多様性を含む人的資本に関するガバナンス及びリスク管理に関する事項
- (2) 人材の採用及び維持並びに従業員の安全及び健康に関する方針等の人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針（戦略において記載する）
- (3) 上記の方針に関する指標の内容並びに当該指標を用いた目標及び実績（指標及び目標において記載する）

これらの記載については、SSBJ 基準に従ったサステナビリティ関連記載事項に含まれるかどうかにかかわらず、開示府令の規定に基づき開示を行う必要があると考えられる（上記 II.2.参照）。なお、適用基準に基づき人的資本関連のリスク及び機会を識別した場合、SSBJ 基準に従った開示として、当該リスク及び機会に関する重要性がある情報をサステナ

ビリティ関連記載事項に含めることがあると考えられ、重複した記載を行わないことになると考えられる。

### V. むすびに代えて

有報作成要領に記載されている記載事例等は、あくまでも記載事項の趣旨や考え方を示すことが目的である。サステナビリティ関連記載事項における各開示項目は、さまざまな記載方法が考えられることから、各社の状況に応じて柔軟に開示を行うことが考えられる。これには、各企業がこれまで行ってきたサステナビリティ開示を活用することが含まれる。

2026年2月の開示府令の改正により、金融商品取引法におけるSSBJ基準の位置付けが明確となり、今後有価証券報告書におけるSSBJ基準に従った情報開示が本格的に開始されることになる。SSBJは、SSBJ基準の公表後、SSBJ基準を適用するにあたり参考となるコンテンツの充実化を図っているところであるが、FASFが公表する本有報作成要領についてもまた、SSBJ基準の適用にあたり参考となれば幸いである。

以 上